

Pick Up! 行政情報

児童扶養手当

支給月額が変更になります



平成28年12月支給分(8月~11月分)より第2子の加算額と第3子以降の加算額が下記のとおり増額となります。第2子の加算額と第3子以降の加算額も第1子の支給額同様、所得に応じて額を決定します。

第1子 支給額	全部 支給	42,330円	変更なし
	一部 支給	42,320円 ~9,990円 (所得に応じて10円単位で決定します。)	
第2子 加算額	定額	5,000円	全部支給 10,000円 一部支給 9,990円~5,000円 (所得に応じて10円きざみで決定します。)
第3子 以降加算額(1人につき)	定額	3,000円	全部支給 6,000円 一部支給 5,990円~3,000円 (所得に応じて10円きざみで決定します。)

児童扶養手当とは…父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を養育しているかたに支給されます。また、父または母に重度の障がいがある場合等にも支給されます。

■支給期間 18歳になった直後の3月31日まで。ただし、所得制限があります。

「現況届」、「一部支給停止適用除外事由届出書」の提出をお忘れなく

児童扶養手当受給資格者のかたは「現況届」(8月上旬発送予定)および「一部支給停止適用除外事由届出書」(6月に対象者へ送付済)を提出してください。この届を期限内に提出されないと、8月分以降の手当が支給停止となる場合がありますので、ご注意ください。

■提出期間 8月8日~22日までの平日・執務時間内

※受給資格者本人が窓口にお越しください。

※ただし、14日(日)と20日(土)は午前10時~午後4時まで受付

提出先・問い合わせ 子育て推進課 子育て係 ☎38-2045/FAX38-2190

特別児童扶養手当

20歳未満の中度障がい以上の児童を養育する人に



20歳未満の中度以上の障がいを持つ児童を養育するかたに支給されます。所得制限があります。手当の額は、児童1人につき、重度障がい児は月額51,500円・中度障がい児は月額34,300円が支給されます。

「所得状況届」の提出をお忘れなく

特別児童扶養手当受給者のかたは、「所得状況届」を提出してください。この届を期限内に提出されないと、8月分以降の手当が支給停止となる場合がありますので、ご注意ください。

■提出期間 8月1日~8月19日までの平日・執務時間内

提出先・問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/FAX38-2178

夜間(午後5時~翌朝9時)水道修理事業当番表【8月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

- 平日の昼間は下記へ
- 土・日・祝日は市役所(☎31-2121)へ
- 夜間の修理は右の業者が待機しています。

店名	TEL	当番日
(資)神明商会	22-3565	1 7 13 19 25
中央水道工務所	22-3552	2 8 14 20 26
原田商会	22-0706	3 9 15 21 27
(株)大阪商会	22-4446	4 17 23 29
西岡設備工業所	22-6900	5 11 24 30
前忠工業(株)	31-8548	6 12 18 31
越智商会	22-3708	10 16 22 28

問い合わせ
水道工務課 ☎38-2083

人間ドック検査料助成

平成28年度下半期(10月~平成29年3月)

国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度加入者



本市では、国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度加入者の疾病の予防・早期発見・早期治療のために芦屋病院の「人間ドック検査料」を助成します。

芦屋病院「人間ドック1日コース」(昼食付)		
	国民健康保険加入者 300人	後期高齢者医療制度加入者 90人
検査日	10月1日から平成29年3月31日までの平日(月~金) ※9月上旬ごろ、芦屋病院から受診希望日の調整・検査項目等の詳しいお知らせを郵送します	
対象	■次のすべてに該当するかた ①昭和16年10月2日以後、昭和56年4月1日以前生まれのかた ②申込時点で、過去の国民健康保険料に未納がないかた ③平成28年度に特定健康診査を受診されないかた(特定健康診査との重複受診はできません。) ※3月末までに75歳となるかたは、誕生日の前日まで受診できます。	■次のすべてに該当するかた ①申込時点で、過去の後期高齢者医療保険料に未納がないかた ②平成28年度に後期高齢者医療制度健康診査を受診されないかた(重複受診はできません。) ※10月2日以降に後期高齢者医療制度に加入される(被保険者になる)かたは、資格取得年月日から検査対象者となります。
検査項目	【一般検診】 身体計測、尿一般、血液一般、血液化学(肝機能、肝炎ウイルス、腎機能、膵機能、糖質・脂質検査、HbA1c)、血圧測定、心電図、腹部超音波、眼科検査、聴力検査 【がん検診】 胃内視鏡(経口・経鼻選択可※鎮静剤は使用しておりません)、胸部CT乳がん検診(マンモグラフィー・触診)、子宮頸がん検診(細胞診、経腔超音波、問診)、前立腺検査(PSA・直腸診)、便潜血 【オプション】 ◆脳ドック(MRI、問診)25,920円 ◆ピロリ菌検査(便へリコバクターピロリ抗原)1,620円 ◆胃がんハイリスク検査3,240円 ◆腫瘍マーカー(男性CEA・CA19-9)4,320円 ◆腫瘍マーカー(女性CEA・CA125・CA19-9)6,048円 ◆骨塩定量検査(DXA)3,888円 ◆体液量測定(インボディ)1,620円	
助成内容	■検査料金 50,000円(本人負担額25,000円) ■助成金額 25,000円	
申し込み	はがき(1人1枚)に、①被保険者証番号②氏名(ふりがな)③住所④生年月日⑤性別⑥電話番号⑦オプション検査希望の有無(希望する場合は、オプション検査の項目)⑧第1~第3希望日(※必ずしもご希望日通りになるとは限りません。)を記入の上、8月12日(金)〈必着〉で下記へ。	
問い合わせ	保険課管理係 ☎38-2035 〒659-8501 住所不要	保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037 〒659-8501 住所不要

※平成28年度上半期に「人間ドック検査料」の助成を受けたかたは対象外
 ※応募多数の場合8月19日(金)午後2時から市役所東館3階中会議室で公開抽選します
 ※今回の募集以降、定員に達するまで随時申し込みを受け付けますのでお問い合わせください

教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母・父子家庭の父(児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあるかたに限り)のうち、仕事に必要な資格や技術を身につけるため、講座の受講や修業するかたに対し、下記の給付金を支給します。

■教育訓練給付金 ※事前相談が必要です

対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付の対象として厚生労働省が指定した教育訓練講座
支給金額	本人が支払った費用の6割相当額(上限200,000円)。ただし、6割相当額が12,000円を超えない場合は、支給の対象とはなりません。

■高等職業訓練促進給付金 ※事前相談が必要です

対象資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等(ただし、1年以上の修業が必要な場合に限る)	
支給金額	訓練促進給付金	修了一時金
	月額100,000円(非課税世帯) 月額70,500円(課税世帯)	50,000円(非課税世帯) 25,000円(課税世帯)
支給期間	修業期間の全期間(上限3年) 修了日の翌日以降	

提出先・問い合わせ 子育て推進課 子育て係 ☎38-2045/FAX38-2190